

警報発令・交通途絶の場合の措置について

I 気象警報等が発表された場合の措置について

1 授業実施日

午前7時現在、「明石市」に「大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪」のいずれかの特別警報、または警報が発表されている場合には、登校を見合わせて自宅待機とする。また、「明石市」を含む沿岸部に「大津波」・「津波」のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合には、登校を見合わせて連絡がとれる状態にしておく。なお、すでに登校している生徒は、学校長の指示に従う。

その後については、次のとおりとする。

- (1) 午前10時現在、上記の警報が解除されている場合、SHRを実施し、第5校時より授業を行う。生徒は、午後1時登校とする。
- (2) 午前10時現在、上記警報が継続されている場合、臨時休業とする。
- (3) 午前中授業日は、午前7時現在、上記の警報が発表されている場合、臨時休業とする。

【明石市以外から登校する生徒について】

「明石市」に警報が発表されず、居住地域及び通常の通学範囲に警報が発表されているときは、上記に準ずる。その際、授業の欠席については、公認欠席扱いとする。

2 定期考査日

午前7時現在、「明石市」「神戸市」「加古川市」「播磨町」「稲美町」のいずれかに「大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪」のいずれかの特別警報または警報、または上記地域を含む沿岸部に「大津波」・「津波」のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合には、臨時休業とする。その日の考査は定期考査最終日の翌日（休日のときはその翌日）に実施する。

【明石市・神戸市・加古川市・播磨町・稲美町以外から登校する生徒について】

「明石市」「神戸市」「加古川市」「播磨町」「稲美町」に警報が発表されず、居住地域及び通常の通学範囲に警報が発表されているときは、上記に準ずる。その際、考査の欠席については、公認欠席扱いとする。

II 交通途絶の場合の措置について

交通機関が途絶の場合も上記に準ずる。